



区のおしらせ

令和5年(2023年)

2/15

No.1872

毎月1日・15日
25日(地域版)発行

せたがや



歩道でスピード 出しすぎているいませんか?

自転車のすり抜け怖い!



スピードダウンして

歩道って安全なところですよ

前から来るときでも怖いことがある

近くを走られると怖い

**自転車は車道の左側通行
歩道は特例! 歩行者が優先!**

※歩道を通行する場合は、徐行(すぐに止まれる速度)です。



自転車が歩道を通るときは「おじゃまします」の気持ちで、歩行者に怖い思いをさせないようにしましょう。ベルは鳴らさず「すみません」のひと声をかけましょう。道を譲ってもらったら「ありがとう」のあいさつをしませんか。



区では地域やサークルなどの活動に出向いて、交通安全講習を実施しています。自転車のルールや交通安全講習について、区のホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。お問い合わせください。

区HPQ 192876



問 交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX 6432-7996

主な内容 | 引っ越しの際は住民登録の届出を忘れずに…2面 | 人や社会、環境に優しいエシカル消費を始めませんか…3面 | 新型コロナワクチン接種に関するお知らせ…8面



世田谷区長
のぶと
保坂展人

STOP! 自転車事故
世田谷区は、各鉄道路線が東西に走っており、南北の移動手段が限られているため、自転車の利用は気軽に便利です。一時は、放置自転車問題になっていましたが、駐輪場整備が進んだことや、利用者の皆さんのご協力もあり、改善しつつあります。
近年は、電動アシスト自転車普及し、お子さんに乗せて気軽に移動できるようになりました。また、通勤などで軽快な走りが期待できるスポーツタイプ自転車も人気です。
しかし、重量が増したり、スピードが出ることで、事故が起きた場合には、想像以上の怪我をすることがあります。さらに、自分が負傷するだけではなく、加害事故による高額な賠償請求も目立ってきています。都の条例では、自転車利用中の事故による損害を賠償できる保険等への加入が義務化されています。
区では「世田谷区民自転車利用憲章」を定めて、自転車マナーの遵守を呼びかけるとともに、区が窓口となる加害事故の補償も付いた団体損害賠償保険の加入をおすすめしています。
自転車は車道の左側通行が原則です。歩道を通行する際は、歩行者優先を心がけましょう。また、交差点では信号と一時停止などルールを守って安全に利用しましょう。